

長福第 2327 号
平成 29 年 3 月 22 日

各高齢者施設・事業所の管理者 殿

茨城県保健福祉部長寿福祉課長
(公 印 省 略)

「高齢者福祉施設・事業所における事業継続計画（BCP）策定の手引」
について（通知）

日頃より、本県における高齢者福祉につきましては、御理解及び御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、近年は東日本大震災を始め、大規模災害が頻発していることから、防災のみならず、緊急時における事業継続（BCP）の視点も含めた非常災害対策計画の策定が求められているところですが、施設等におけるBCPの認識は高いとは言えず、BCPの視点を含めた防災計画を策定している施設等は少ない状況にあります。

については、施設等において、国の基準省令や県条例等に基づく策定義務はないものの、既に策定している非常災害対策計画等を見直し、事業継続（BCP）の視点を含めた計画を策定することにより、施設等の危機管理能力を高め、非常時優先業務を円滑・確実に実施し、介護サービスの継続、早期復旧等にも効果が見込まれるものと考えております。

このことから、本県では、他県の事例なども参考に、「高齢者福祉施設・事業所における事業継続計画（BCP）策定の手引」を策定しました。

各高齢者施設・事業所におかれましては、本手引を参考に、事業継続計画（BCP）を策定し、災害発生後の業務継続に万全を期すようお願いいたします。

問合せ先

茨城県保健福祉部長寿福祉課地域ケア推進室

介護保険指導・監査担当

TEL 029-301-3343

FAX 029-301-3348

E-mail chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp